

2018春季生活闘争まとめ



実質的な賃金改善は61組合



F160-00002
東京都新宿区四谷坂町9-6
坂町Mビル2F
03-5919-3261
発行人 千葉 崇

2018春季生活闘争では、2014春季生活闘争からの歩みを止めることなく、中期的な賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、多くの加盟組合で実質的な賃金改善要求を行い、61組合が実質的な賃金改善の回答を引き出しました。

第18回定期大会での2018春季生活闘争まとめの

提起にむけ、6月19日現在の集計結果がとりまとめられました。

賃金改善額は、全体では6,350円と前年同期比からは74円減少し、前年と比較すると水準は下回りました。

実質的な賃金改善額は、全体では3,084円となり、前年を108円下回った。

ています。また、一時金水準は年間では前年を0.03カ月下回る3.12カ月となり、夏期では1.57カ月と前年水準より0.04カ月減少しました。

最低保障賃金については、すべての加盟組合での要求を徹底することはできませんでしたが、産別最低保障賃金について要求水準は下回ったものの協定化に至った加盟組合もあり進展がみられました。一方で、都市部における一部の都道府県では1,000円を超える実態があることから、協定が難しくなるなどの課題が生じています。

の改善や組織強化・拡大の取り組みとして組合員範囲の見直しに合意した加盟組合もありました。

業界団体訪問

2月9日(金) 日本旅行業協会(JATA)、3月5日(月) 全国旅行業協会(ANTA)を後藤会長、長縄会長代理、石川政策局長が訪問し、旅行業で働くすべての従業員の労働諸条件向上について申し入れ書を提出しました。ANTAの有野専務理事からは「魅力ある産業に向け、課題は認識しており、協力できる面は連携したい」との発言がありました。後藤会長からは「人手不足が深刻化するなかで、選んでもらえる産業づくりという視点が重要である」と発言しました。その他、宿泊4団体(日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会)と航空貨物運送協会(JAFA)に訪問し、春季生活闘争の取り組みや人材確保について、意見交換を行いました。

○賃金改善

| | 2018年 | 2017年 |
|------------|----------------|----------------|
| 全体 | 6,350円 (2.17%) | 6,424円 (2.25%) |
| | 26組合 | 32組合 |
| ホテル・レジャー | 5,433円 (2.22%) | 4,788円 (1.94%) |
| | 6組合 | 9組合 |
| ツーリズム・航空貨物 | 6,894円 (2.14%) | 7,460円 (2.41%) |
| | 20組合 | 23組合 |

○夏期一時金

| | 2018年 | 2017年 |
|----------|--------|--------|
| 全体 | 1.57カ月 | 1.61カ月 |
| | 102組合 | 94組合 |
| ホテル・レジャー | 1.30カ月 | 1.36カ月 |
| | 36組合 | 34組合 |
| ツーリズム | 1.67カ月 | 1.70カ月 |
| | 57組合 | 53組合 |
| 航空貨物 | 1.99カ月 | 2.00カ月 |
| | 9組合 | 7組合 |

同時要求項目では、総実労働時間短縮にむけた取り組みが多くみられました。長時間労働の是正にむけた取り組みとして、年間休日数等の拡大や有給休暇取得促進などについて合意した加盟組合もありました。その他に、育児における有給休暇の取得可能な制度の構築や短時間勤務制度の拡充、所定外労働時間免除期間の延長、職場環境



全旅連との意見交換



航空貨物運送協会を訪問



全国旅行業協会へ申し入れ書を提出

観光庁長官を訪問

3月2日(金)後藤会長、長縄会長代理、石川政策局長は、観光庁の田村長官を訪問しました。1月の中央委員会の開催を受け、春季生活闘争での取り組みについて意見交換を行いました。

田村長官からは「産業として労働生産性の向上には、賃金の向上も重要であると認識している」との発言がありました。その他、人口減少をはじめ産業を取り巻く課題について意見交換を行いました。



田村観光庁長官を訪問

衆議院 財務金融委員会にて意見陳述

3月2日(金) 衆議院 財務・金融委員会に招聘され、後藤会長、廣末副会長、石川政策局長が出席しました。「国際観光旅客税法案」に対する参考人質疑となり、後藤会長が登壇し、サービス連合の考え方を以下の通り、述べました。「新



税の導入にあたっては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化という観点から理解はするが、財源の使途は明確にし、透明性を確保しつつ、予算執行にあたっては、執行結果の公表を求める。また新税の導入について、国民への周知は事業者任せにすることなく、政府が十分に対応されたい。」尚、国際観光旅客税法案は4月11日に成立しています。

訪日外国人旅行者に関する医療P.T

4月20日(金)、自由民主党 訪日外国人旅行者に関する医療P.Tに招聘され、後藤会長、津和崎副会長、廣末副会長、石川政策局長



の4名が出席しました。宿泊業に関しては後藤会長、旅行業に関しては津和崎副会長より「現場での実例」、「現場での働くものの声」を紹介し、課題提起を行いました。出席した自民党の議員からは「現場の実態がよく理解できた」との声がありました。各関係団体からのヒアリングを受け、4月下旬に「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた提言」として取りまとめられ、官邸に提出されました。それを受けて、政府は「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を策定しました。今後は総合対策に基づく施策の実行により、課題の解決が期待されます。サービス連合では、昨年より「宿泊業現場での訪日外国人に関する医療の課題」について厚生労働省に要求活動を行っています。今回の医療P.Tをつうじて、与

党、政府の政策に対して、働くものの声を反映することが出来ました。意見集約にご協力いただいた加盟組合の皆様、ご協力有難うございました。

観光庁との懇談会を開催

6月22日(金) 観光庁との懇談会を開催しました。当日は、産業政策委員会の委員6名、本部政策局より5名が参加し、観光庁観光産業課のメンバーとの意見交換を行いました。(主な議題)・サービス連合の政策・制度要求に関する回答、質疑・本年度予算、次年度予算の取り組みについて観光庁より説明、質疑・意見交換



観光庁との懇談会を開催



立憲民主党 高木衆議院議員を訪問

政策提言の実現に向け 国家議員を訪問

通常国会の会期中、後藤会長、長縄会長代理、石川政策局長は、自由民主党、立憲民主党、国民民主党の国会議員を訪問し、サービス連合の政策提言の取り組み、重点政策について説明を行いました。各議員からは人材不足の問題、外国人労働者の問題、IR法案の問題等について質問があり、意見交換を行いました。政策提言の実現に向け、引き続き、政治との関わりを強化します。



自由民主党 武井衆議院議員を訪問



国民民主党 伊藤参議院議員を訪問

第18回定期大会の開催迫る

第18回定期大会が7月19日(木)に、ホテルラングウッドで開催されます。

今大会では2018春季生活闘争のまとめ(案)をはじめ6つの議案を提起することが6月に行われた第6回中央執行委員会で確認されています。

今大会はサービス連合の2年1期の活動サイクルで中間年となっていますが、

2017〜2018年度の役員選挙(補選)が実施されます。

第6回中央執行委員会にて選挙管理委員会の設置が確認され、委員長にはKNTグループ労働組合連合会の亀田氏が就任し、本部役員補選選挙が告示されました。

詳細はサービス連合ホームページをご覧ください。

第16回エンパワメント研修会開催

4月24日(火)、東京大崎の南部労政会館にて男女平等推進担当者を対象とした第17回エンパワメント研修会を開催し31名が参加しました。

加盟組合の取り組み課題や男女平等参画推進計画の具体的項目に基づき、男性の意識改革(育児や家事などへの参加)や自身のライフスタイルを考える機会とするため、男性学をテーマにジェンダー理解を深めることを主な目的として内容を構成しました。

基調講座は大正大学心理学部准教授の田中俊之氏を講師にむかえ『男性学の視点から男女共に生きやすい社会を考える』をテーマに講演を頂いた後、基調講演を踏まえグループワークやワークルールの関わる講座を行いました。参加者アンケートでは特に基調講演について興味深く、参考になったとの意見が多く、実りある研修会となりました。

日本医師会 外国人医療対策会議

7月4日(水)日本医師会(都道府県医師会)の外国人医療対策会議に招聘され、訪日外国人旅行者の医療問題について、後藤会長より意見表明を行いました。4月に実施された自由民主党の医療PTでの意見表明を受け、医師会の会議への招聘、意見陳述となりました。



第17回エンパワメント研修会の参加者



田中俊之先生による基調講演の様子

I T F 世界大会

第44回I T F(国際運輸労連)世界大会が、2018年10月14日(日)〜2018年10月20日(土)の日程にて、シンガポールのサントック・シンガポール国際会議展示場にて開催されます。観光サービス部会総会では、後藤会長が議長として登壇します。また日本からの参加者によるジャパナイトも企画されています。世界大会の様子は、改めてサービス連合新聞でお伝えします。

組織共済

サービス連合では、1人年間100円の組織共済掛金を納入して頂き、以下の場合に弔慰金や災害見舞金を支給する組織共済を実施しています。

所属する労働組合を経由してサービス連合に申請して下さい。

詳細は、サービス連合ホームページをご覧ください。

金太郎支援制度

正式名称はボランティア活動支援制度です。この制度は、正加盟組合の組合員の皆さんが自らの意思で主体的に参加しているボランティア団体・活動に対して経済的な支援を行います。

【支援内容】

1 団体年間10万円以内

【支援期間】原則3年間

【必要書類】

活動内容と財政内容がわかるもの・機関誌・規約などで、申請フォームは特にありません。

【応募方法】

所属の加盟組合をつうじ各地連に申請。随時募集しています。組合員の方々の積極的な応募をお待ちしております。詳細はホームページをご覧ください。



サービス連合Facebook
公開中!

サービス連合では公式Facebookページを開設しています。加盟組合の組合員への様々な情報発信をつうじ、日頃の活動を伝えるとともに産別活動をより身近に感じてもらうことを趣旨としています。

Facebookページをご覧いただき、「いいね!」や「シェア」していただくことで産別活動の輪を広げていきましょう。

無料法律相談
実施中

サービス連合の組合員であれば誰でも利用できます。ご相談は法律に関するものであればどんな内容でも構いません。(秘密は厳守されます)また、相談費用も無料です。(控訴の場合の弁護士費用などは別となります)相談をご希望の組合員の方は、3日前までにサービス連合本部へご連絡下さい。



上記QRコードからアクセスしてください!!

【東京】

毎月第2水曜日
18時30分から2時間サービス連合本部で実施
※事前連絡要
サービス連合本部
03-5919-3261

【大阪】

電話受け付けのみ。
平日 10時から18時サービス連合西日本地連
06-6459-3110

東京共同法律事務所と
意見交換実施

7月3日(火)サービス連合の本部専従者が無料法律相談でご対応している、東京共同法律事務所を訪問し担当弁護士と意見交換を行いました。

政策の提言と実現にむけた取り組みや労働条件向上にむけた取り組みを説明した後、6月15日に施行された「住宅宿泊事業法」を踏まえ、民泊のあり方についての意見交換も行いました。

東京共同法律事務所の宮里弁護士からは「サービス連合加盟組合の組合員にお困りのことがあれば、気軽に無料法律相談を利用して頂きたい」とのお声を頂きました。

ひとりで悩んでいませんか?



今後の予定

○7月18日
第7回中央執行委員会
○7月19日
第18回定期大会

あらゆる暮らしの
シーンをしっかりガード。

- 任意の共済
- 任意の火災共済
- 任意の自動車共済
- 任意の医療共済
- 任意の介護共済
- 任意の旅行共済
- 任意の生命共済
- 任意のバイク共済
- 任意の健康共済

全労済は、富利を目的としない保険の生体として共済事業を営み、組合員の皆さまの安否とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



ちうきん アンバサダー 高梨 穂